

## 6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項

### (1) ユニバーサルデザインの導入

公園の利用施設（付帯施設を含む。）の整備に当たっては、風致景観の保全及び安全性の確保に配慮しつつ、ユニバーサルデザインを導入するものとする。また、既存施設についても、改修や再整備時に積極的にユニバーサルデザインを導入するものとする。なお、ユニバーサルデザインの検討に当たっては、ハードのみならず、ソフト面での対応についても考慮することとする。

#### ユニバーサルデザインとは

高齢者や障害者のための特別なデザイン（バリアフリーの概念）に代わって提唱された、最大限可能な限り全ての人々に利用しやすい製品や環境をデザインする考え方であり、国立公園におけるユニバーサルデザインとは、「優れた自然景観の魅力を損なうことなく、その魅力を利用者の誰もが楽しめるようにすること」が目標となる。

### (2) 環境省所管地及び所管施設の管理

#### (ア) 所管地内の施設に関する事項

本国立公園内の環境省所管地は全て集団施設地区内にあり、整備した主要な利用施設等は、関係行政機関や関係団体の連携・協力を得て運営管理を行っており、今後とも適切な維持管理を図る。

所管地内施設の概要

集団施設地区	面積 (ha)	主な施設
支笏湖	36.5	園地（広場・園路・休憩所・公衆トイレ）、野営場（車道・駐車場・広場・園路・休憩所・管理棟・炊事棟・公衆トイレ）、駐車場（公衆トイレ）、博物展示施設
真狩口	6.0	野営場（管理棟・炊事棟・公衆トイレ）
洞爺湖	1.8	園地（広場・駐車場）、博物展示施設
財田	4.3	野営場（駐車場・炊事棟・公衆トイレ）、博物展示施設（休憩所）、

支笏湖集団施設地区内の環境省所管地では、宿舍や店舗のほか地域生活に必要な住宅や電柱等の用地として民間事業者等に対し土地の使用を許可しており、集団施設地区等管理規則等に基づき管理を行っている。

これら土地及び施設の管理に当たっては、常に良好な状態で維持されるよう努めるとともに、土地の使用を許可されている民間事業者に対し、国立公園の利用拠点としてふさわしい施設の管理や利用者サービスを行うよう指導する。

(イ) その他環境省所管施設に関する事項

環境省が借地等により整備した利用施設は、四十三山周辺の歩道、登別地獄谷の公衆トイレ、国立公園境界付近でのエントランス標識、洞爺湖八景標識等であり、歩道や公衆トイレは、関係行政機関や関係団体の連携・協力を得て運営管理を行っており、今後とも適切な維持管理を図る。

標識等については、定期的に塗装や表示面の更新等を行い、今後とも適切な維持管理を図る。

また、環境省所管施設の整備に当たっては、「官庁施設の環境保全性に関する基準」等を参考に、風致景観にも配慮した上で、環境保全対策を推進する。

### (3) その他公園管理において留意すべき事項

#### (ア) 美化清掃計画

- ① 支笏湖・定山溪地区では、樽前山をはじめ山岳地域を中心に、関係機関の協力も得ながら、ゴミ持ち帰り運動や清掃登山を推進する。また、公園利用者の集中する支笏湖集団施設地区においては、(財)自然公園財団が関係機関の協力を得ながら、園地、公衆便所等の清掃に当たっている。今後もこれら美化清掃体制の維持強化を図る。
- ② 真狩口及び半月湖地区では、各登山道は自然公園指導員等がパトロール時に、また、ボランティアが年に数回清掃登山を行っている。登山道沿いにはゴミ箱を設置せず「ゴミ持ち帰り運動」を推進することとし、各登山口や避難小屋で積極的に広報等を行うよう関係機関と調整を図る。
- ③ 登別市、壮瞥町及び洞爺湖町管内は、(財)自然公園財団及び洞爺湖の自然公園を美しくする会が関係機関の協力を得ながら実施しており、美化清掃が適切に行われるよう指導する。
- ④ ゴミの持ち帰り運動の推進  
毎年8月第一日曜日の自然公園クリーンデーには、各利用拠点において地域住民や関係団体の協力等を得て一斉清掃やゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っており、今後とも協力を求め実施する。また、パークボランティアや自然保護監視員等と連携・分担しながら積極的に推進していく。

#### (イ) グリーンワーカー事業

グリーンワーカー事業は、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図るための事業である。

本公園では、自然資源調査や外来種（国内移入種を含む。）除去等を行っており、今後ともこれらの活動を通じて、国立公園管理を進めると共に、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図る。

#### (ウ) 修景緑化計画

各種行為に伴って生じた裸地等は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点を満たすとともに、「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成20年4月環境省自然環境局）（別紙）を踏まえ、修景緑化を行うよう行為者を指導する。

- ① 建築物周辺の空地や廃道敷地等は、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する樹木を使用するか困難な場合には道内産自生種の樹木による修景植栽を基本に、周囲の森林植生と調和するよう事業者を指導する。道路等の法面については、周辺の植生状況に応じて、対象地域周辺に自生する植物の自然侵入を促す（人為的に植物の導入を行わない）植生工、埋土種子の利用、又は地域産植物の種子や苗による緑化に努め、これが困難な場合には道内に自生する植物による緑化を行う。さらに、これが困難な場合に

は、国内に自生する植物等による緑化を行うよう調整する。

- ② 市街地は道内産自生種の樹木による修景植栽を積極的に行って快適な利用環境の創出を図るよう関係機関との調整を図る。
- ③ 法面等の新たな裸地への緑化には、外来生物法に基づく要注意外来生物に選定されている種は極力使用せず、埋土種子を含む土壌や周囲の植生からの自然散布を用いた工法をとるよう指導する。